

なかの



Vol. 246

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (5～7月行事予定表)



※下記の予定は、5月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場	備 考
5月	9日(火)	16:30～17:00 正副会長会	中野サンプラザ 11F アネモルーム	
	//	17:00～18:00 理事会	中野サンプラザ 11F アネモルーム	
	12&15日	16:00～17:00 オンラインセミナー(令和5年度・税制改正)	法人会館+WEB	
	17日(水)	13:30～15:30 決算法人説明会	法 人 会 館	
	18日(木)	13:30～16:00 新設法人説明会	法 人 会 館	
	23日(火)	15:00～16:00 ◆東法連・理事会	明 治 記 念 館	会長
	28日(日)	9:00～16:00 第47回中野区わんぱく相撲大会	リソルモスポーツセンター	
6月	1日(木)	13:00～17:00 無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	2日(金)	16:00～17:30 中野法人会経営塾第一弾(税制改正)①	法人会館+WEB	(共催:青年部会)
	5日(月)	16:00～17:30 中野法人会経営塾第一弾(税制改正)②	法人会館+WEB	(共催:女性部会)
	6日(水)	13:30～16:00 書き方説明会	法 人 会 館	
	8日(木)	16:00～17:30 (第1部)第12回通常総会	中野サンプラザ 13F コスモルーム	
	//	17:15～18:00 (第2部)感謝状贈呈式	中野サンプラザ 13F コスモルーム	
	12・13・14日	13:30～15:30 第46回初歩の簿記講習会Aコース	法 人 会 館	
	14日(水)	15:00～18:30 ◆東法連・第11回通常総会・記念品贈呈式	明 治 記 念 館	
	15・16日	13:30～15:30 第46回初歩の簿記講習会Bコース	法 人 会 館	
	21日(水)	13:30～15:30 決算法人説明会	法 人 会 館	
	22日(木)	16:00～17:00 常任理事会	中野サンプラザ 11F アネモルーム	
7月	//	17:00～18:00 第24回健康セミナー	中野サンプラザ 11F アネモルーム	
	3日(月)	13:00～17:00 無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	5日(水)	13:30～15:30 決算法人説明会	法 人 会 館	
	6日(木)	13:30～16:00 新設法人説明会	法 人 会 館	
	12日(水)	13:15～&15:00～ 第5回はじめてのパソコン会計入門(弥生会計)	法 人 会 館	
	13日(木)	10:30～11:30 初心者向けスマートフォン・LINE講座	専 門 学 校 東京テクニカルカレッジ	
	14日(金)	13:30～16:00 はじめてのパソコン会計入門(PCA会計)	法 人 会 館	
8月	15・16・17日	さようならサンプラザ特別イベント	サンプラザホール	
	18・19・20・21日	9:30～14:00 生活習慣病健康診断	中野ゼロ小ホール	
9月	1日(火)	13:00～17:00 無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	16日(水)	13:30～15:30 決算法人説明会	署・別館2階会議室	
	1日(金)	13:00～17:00 無料法律相談(先ずはTELして下さい)	法 人 会 館	
	5日(火)	13:30～15:30 決算法人説明会	署・別館2階会議室	
	6日(水)	17:00～18:30 役員合同会議(拡大理事会)&地区長合同会議	中野セントラルパーク カシオファレンス	
10月	7日(木)	13:30～16:00 新設法人説明会	法 人 会 館	

5月号の目次

2023 VOL.246

本部だより: 活発な事業を展開

(確定申告・事業承継・ボウリング大会) & 無料法律相談 3
知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡税理士) … 4・5
知っとくと得情報(インボイス制度・支援措置等) 6・7
知っとくと得情報(東法連・貸倒保証制度) … 8
税務署だより(ダイレクト納付 他) … 9～11
都税だより(自動車税種別割の納期案内) … 11

令和4年度・新入会員 …… 12

本部だより(委員会・理事会の開催)(全法連・東法連関係) 13
本部・支部だより(オンラインセミナー・経営塾第一弾の案内)&支部役員会 13
部会だより(青年部会・女性部会) …… 14
活発な社会貢献活動を展開
(中野ランニングフェスタ2023)&東京マラソン2023 15
お知らせ(マル経融資・経営者大型総合保障制度・通常総会の案内) 16

● 表紙(写真説明) …… 第21回フォト・コンテスト入賞『私のステージ』(上田市) ヤシマ教材(株) 片岡政夫 様

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

本 部 だ よ り

2月度恒例:活発な事業を展開!!

中野法人会経営塾：第四弾・第五弾
福利厚生事業・親睦ボウリング大会



横山会長



柴野公益事業委員長



大月税制税務委員長



宮治厚生共益事業委員長

2月2日 中野法人会経営塾 第四弾 “確定申告” (於：法人会館+WEB)



参加された皆様

今年度も、中野税務署の脇村上席に研修して頂きました。特に大きな改正はありませんが、基本的な事柄を親切丁寧に話して頂きました。



講師:脇村上席様

スマホ利用による申告等、力説されていました。

2月14日 中野法人会経営塾 第五弾 “事業承継” (於：法人会館+WEB)

今回も、毎年恒例“事業承継”の研修を行って頂きました。

先ず、「コロナは事業承継に影響を与えたか？」



参加された皆様

について話され、「円滑な引継ぎ」「事業承継のパターン」「自社株式の問題」「自社株式の移転方法」等々。



講師:齋藤英一氏

次に、「事業承継税制・相続税・贈与税」更に、「遺留分の注意点」についても、中小企業庁の「事業承継に関する支援策」を参照しながら、90分に亘り内容の濃い研修をして頂きました。

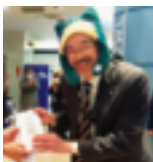
2月9日 中野法人会福利厚生事業 第三弾 “ボウリング大会” (於：サンプラザボウル)



会場のサンプラザボウル



優勝:櫻井(響)氏



準優勝:橋本氏 第三位:安田氏 当日賞:櫻井(正)氏 B・B賞:下島氏



参加された皆様

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を...)

実施日時: 6/1(木)、7/3(月)、8/1(火)、9/1(金) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL: 03-3388-6896 FAX: 03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711代
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、公的年金についてです。私たちの老後の生活を支えているのは公的年金ですが、その**公的年金の一部を管理・運用している機関である「年金積立金運用独立行政法人」(GPIF)について詳しく説明**いたします。年金積立金運用独立行政法人(GPIF)は、株式や債券に長期・分散投資することで安定的な収益を目指し、将来世代のためにお金を増やす役割を担っています。運用資産は約189兆円(2022年12月末)に上り、世界最大級の機関投資家とも呼ばれています。

1. 年金積立金運用独立行政法人(GPIF)の沿革

年金積立金運用独立行政法人(Government Pension Investment Fund)は、**厚生労働省所管の独立行政法人**です。日本の公的年金のうち、**厚生年金と国民年金の積立金の管理・運用を行っています**。運用方法は運用受託機関(信託銀行や投資顧問会社)との投資一任契約もしくは一部の自家運用によります。

年金積立金運用独立行政法人(GPIF)は、1961年(昭和36年)10月に成立した年金福祉事業団法に基づき、同年11月25日に特殊法人として年金福祉事業団が設立されたのが始まりです。同事業団は1986年(昭和61年)4月に年金資金の運用を開始し、公的年金の積立金運用を財政投融资に預託して行っていました。その後、1996年(平成8年)に成立した特殊法人等改革により、政府は年金資金の自主運用を求められることになり、2001年(平成13年)3月に同事業団は廃止され、同年4月1日に年金資金運用基金へ改組されました。2006年(平成18年)4月1日に年金積立金管理運用独立行政法人が設立され、同日付で廃止された同基金から年金積立金の管理・運用を引き継いで今に至っています。

2. 公的年金制度

GPIFが担う年金積立金の管理・運用は、公的年金制度の一部です。日本の公的年金とは、「歳をとって働けなくなる」「病気や事故で障害を負

う」「一家の大黒柱をなくす」などの人生のリスクに備えて、国民みんながお金を出し合う助け合いの仕組み(保険制度)です。特に日本の社会においては、高齢者の暮らしを生涯にわたって支えるものとして、とても大切な役割を果たしています。2020年(令和2年)国民生活基礎調査の概況によると、①日本の人口の3人に1人は年金を受け取っており(受給者数4051万人)、②高齢者世帯の平均所得の約6割が年金となっています。③その年金給付額56兆円は名目国内総生産(GDP)の約1割に相当しています。

3. 運用方法とその資産額

GPIFは、**安定的に収益を得ていくために、「長期分散投資」を基本として年金積立金の運用を行っています**。運用によって得られる収益は、短い期間では、プラスやマイナスに大きく振れる可能性があります。運用の期間が長くなるほど、プラスとマイナスが互いに打ち消し合うことで、年率返金の収益の振れ幅を小さくする効果が期待できます。また、GPIFが運用している年金積立金は概ね50年程度は取り崩す必要が生じない資金です。このため、一時的な市場の変動に過度にとらわれる必要はなく、さまざまな資産を長期にわたって持ち続ける「長期運用」によって、安定的な収益を得ることを目指しています。

現在の運用資産は約189兆円で、運用を始めた2001年度からの累積収益額は約100兆円に上り、約20年間で資産が倍になった計算です。

4. 年金制度を持続可能にするための仕組み

日本の公的年金は現役世代が納める保険料で、その時々の高齢者世代に年金を給付する「賦課(ふか)方式」です。つまり、現役世代が将来受け取る年金は、その子どもや孫たちの世代が納める保険料でまかなわれることになります。そのため、**自分が納めた保険料が積み立てられ、将来自分に年金として戻ってくる仕組み(積立方式)ではありません。**

そこで、高齢化が進むなか、年金制度を持続可能にするために、次のような仕組みを取り入れています。

(1)保険料の上限を固定

少子高齢化が進んでも現役世代の負担が重くなり過ぎないように、厚生年金の保険料率は18.3%（労使折半）、国民年金の保険料は17,000円（2004年度価格）に固定されています。

(2)基礎年金の半分は国庫負担

基礎年金の給付費の2分の1は税金（国庫負担）でまかなわれています。

(3)年金積立金の活用

将来世代の給付に充てるため、今後概ね100年間で、積立金を計画的に活用します。

(4)人口や寿命の伸びに合わせて給付水準を自動的に調整

現役人口の減少や平均余命の伸びなどそのときの社会情勢に合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する「マクロ経済スライド」が導入されています。

5. 年金財政における積立金の役割

年金積立金は未来の世代のためのお金です。現役世代が納めた年金保険料のうち、年金の支払いなどに充てられなかったものが、将来世代のために積み立てられています。GPIFはこの年金積立金を、国内外の資本市場で運用して増やしています。年金積立金の運用収益や元本は概ね100年の年金の財政計画のなかで、将来世代の年金給付を補うために使われます。年金財源全体のうち、積立金からまかなわれるのは約1割です。

日本は、世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでいます。そのため、**2004年に行われた年金制度改革では、保険料水準を将来にわたって固定するとともに、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでの100年間で、年金財政の均衡を図る方式が導入されました。**

積立金は年金財政の安定化に活用することとされています。当初は年金給付の一部に積立金の運用収入を充て、一定期間後からは運用収入に加えて、積立金を少しずつ取り崩し、最終的に概ね100年後に年金給付の1年分程度の積立金が残るよう、積立金を活用していく財政計画が定められています。



「日本の島の数」

最近、沖縄本島北方の無人島である屋那覇島を購入したとする中国人女性が、島で撮影した動画を交流サイト（SNS）へ投稿したことが一部で報道され話題となりました。島は私有地と村有地が混在しており購入の経緯は不明です。ところで、日本は古来「八洲国（やしまのくに）」を美称するほど多くの島から成り立つ国ですが、島の数としては1987年に海上保安庁が公表した6852島が公式の数字となっています。

ところが、国土地理院が改めて①自然にできた陸地、②水に囲まれている、③満潮でも水面上にある、という基準を満たす外周100メートル以上の島の数をコンピューターで自動計測してみると1万4125島もあることが分かったそうです。

5月の税務と労務

- ・国税／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- ・国税／3月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 5月31日
- ・国税／9月決算法人の中間申告 5月31日
- ・国税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・国税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- ・国税／特別農業所得者の承認申請 5月16日
- ・地方税／自動車税・鉦区税の納付
都道府県の条例で定める日

6月の税務と労務

- ・国税／5月分源泉所得税の納付 6月12日
- ・国税／所得税の予定納税額の通知 6月15日
- ・国税／4月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 6月30日
- ・国税／10月決算法人の中間申告 6月30日
- ・国税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 6月30日
- ・地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）
市町村の条例で定める日
- ・労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内
- 労務／児童手当現況届（市町村役場に提出）
6月30日

知つとくと **(得)** 情報 **=インボイス制度 支援措置=**

事務負担軽減?
補助金も?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることができます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

事例

売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶

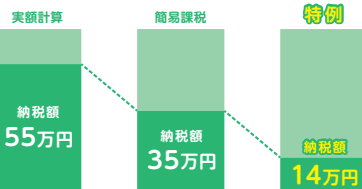
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円※ = 35万円

※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる **売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけ**で、**簡単に申告書が作成**できるようになります!

また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は P.7 へ

財務省

知つとくと(得)情報 インボイス制度(補助金の拡充・事務負担の軽減措置)＝

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象 小規模事業者
- 補助上限 50～200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
▶100～250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象 中小企業・小規模事業者等
- 補助額 ITツール 50～350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間 令和5年10月1日～令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!

振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方 すべての方
- 対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

知つとくと **(得)** 情報 = 法人会 貸倒保証制度 =

法人会会員の皆さまへ

三井住友海上火災保険株式会社

法人会貸倒保証制度が 皆様の攻めの経営を サポートします!



与信管理を**貸倒保証制度**へアウトソーシングすることで、
経営者の皆様は与信管理の心配から解放されます!

「法人会貸倒保証制度」にお任せください

お取引先の法的整理事由または履行遅滞の発生により、売上債権が回収できない場合に
御社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

Case ①

食料品卸

お取引先が民事再生手続開始の申立て
を行い、債権者に対する被保険者の売掛
金債権が回収不能となった。

認定損害額 **民事再生**

668万円

Case ②

繊維・衣類・装身具卸

お取引先が資金繰りの悪化で不渡り手
形を出した。法的整理事由の通知があ
り、決済予定の手形が不渡りとなった。

認定損害額 **不渡り**

1,000万円

Case ③

電気・設備工事

お取引先が民事再生手続の開始申立を
し、被保険者の有する売掛金債権が回収
不能となった。

認定損害額 **民事再生**

1,272万円

※適宜に記名プランで超過した事例です

お見積はカンタン

無記名包括プラン

まずは「売上高」と「業種」をご申告ください。

全取引先を包括して保証対象とする「無記名包括プラン」で
保険料を計算し、ご案内します。

無記名包括プランは保険期間中の取引先の追加・削除の変更手続きが不要です。

記名プラン

保証対象の取引先の選定条件によって保険料を抑えることができます。

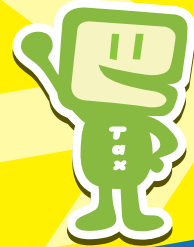
専用の見積依頼書に取引先と債権残高等をご記載ください。「記名プラン」にて補償対象を絞ることで保険料を抑えることができます。

保険料水準を
大幅に
見直しました!

税 務 署 だ よ り

国税の納付は、
簡単・便利な

ダイレクト納付 をご利用ください

 国税庁


e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



↑
詳しくはこちら

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約は不要!
- e-Taxの利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます!
- ▶**電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です!**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
- ▶**源泉所得税を毎月納付している方に便利です!**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます!(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より 納付方法のご案内

- 『地方税共通納税システム』から、個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。
詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには

ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)でご確認ください。



e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようご注意ください。



ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」(P3)にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。

税 務 署 だ よ り



電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで
簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

- メリット その 1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！
- メリット その 2** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。
- メリット その 3** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



**1
STEP**

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで
納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法に
ついては、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)に
ついて(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



**2
STEP**

手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内
から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目×1年度 1枚あたり 370円です。

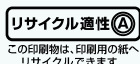


**3
STEP**

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)がダウンロードできる
ようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニ
エンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の
発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90 日間です。
※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

納税証明書の便利な請求、
受取方法は他にもあります。
詳しくは、裏面をご覧ください。

税 務 署 だ よ り

2023年度 税務職員採用試験のお知らせ

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～ 適正かつ公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか
 税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇**受験資格** ①2023(令和5年)4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和元年)4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6年)3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 ②人事院が上記①に掲げる者に準すると認める者
- ◇**申込手続** ①申込方法 インターネット申込み…人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
 [http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]
 ②受付期間 令和5年6月19日(月)9時から令和5年6月28日(水)〔受信有効〕まで
 ③受験案内交付期間 令和5年5月上旬以降(例年5月頃に人事院ホームページに掲載)9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 ④受験案内交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
 (注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
 [http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]
- ◇**試験日** 第1次試験 令和5年9月3日(日)
 第2次試験 令和5年10月11日(水)から令和5年10月20日(金)までのうち指定された日時
 ※試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。
【問合せ先】 東京国税局 総務部 人事第二課 試験係 代表：03-3542-2111 内線2162

都 税 だ よ り

中野都税事務所

5月は自動車税種別割の納期です

納期限 5月31日(水)

令和5年度の自動車税種別割納税通知書は、**5月1日(月)**に発送します。

〈ご利用になれる主な納付方法〉

※ご利用の前に、主税局ホームページや納税通知書に同封する案内チラシにて注意事項をご確認ください。

都税の納付はキャッシュレスがおすすめ!!



※地方税統一QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることで納付できます。
 詳細は主税局HPをご覧ください。

クレジットカード インターネットの専用サイトから納税が出来ます。
インターネットバンキング **モバイルバンキング** ペイジーにて納税ができます。

他にも金融機関の窓口・ATMまたはコンビニエンスストアでも納付いただけます。

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を行うことができます。(ただし、納付後、運輸支局等で納税確認できるまで、最大10日程度かかります。)

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問合せ先】 東京都自動車税コールセンター
 03-3525-4066(平日 9時～17時)

主税局HP
 都税の支払い方法



令和4年度新入会員

第1支部(上鷺宮・鷺宮・白鷺・若宮)

(株)ネオフォーム 上鷺宮1-15-7 B3
(株)青 角 上鷺宮4-16-19
(有)タカプラン 若宮3-51-16-202

第2支部(江古田・江原町・丸山・沼袋)

(一社)亜細亜の骨 江古田4-34-2-105
(株)なかのチャレンジャーズ 江原町1-28-10
(株)B e e 江原町2-22-3
(株)ハニカム 江原町2-22-3
スカイホエール(株) 沼袋2-14-9-406

第3支部(大和町・野方)

(株)ステイルアライヴ 野方1-42-19-1階
(株)デコランド 野方3-4-11
特定非営利活動法人 ゆるナカ 上高田2-6-5

第4支部(新井3~5丁目・松ヶ丘・上高田)

(株)和 美 興 業 新井4-18-8-102
(株)Shu Production 中野2-16-26-301号

第5支部(新井1~2丁目・中野4~6丁目)

明治安田生命保険相互会社 新井1-6-3-2階
(株)アシスト電子化センター 中野4-1-1-9F
(株)Highness 中野5-3-24-6階
合同会社 A S H 中野5-46-4-3階

第6支部(東中野)

(有)イプシロン 東中野1-51-13-201
(株)ジャジメントエンターテインメント 東中野1-57-6-2F
シューズランドリリー(株) 東中野1-59-4-601
(株)HEART OF PEOPLE 東中野3-16-11
(株)Straling 東中野5-11-8

第7支部(中野1~3丁目)

(株)マーズ 中野2-28-3-2F
J a p r i s e (株) 中野3-34-16-5F

第8支部(中央3~5丁目・本町4~6丁目)

BIO国際行政書士法人 中央3-18-19

第9支部(中央1~2丁目・本町1~3丁目)

(有)サンシステムジャパン 中央1-51-3-202
合同会社 T.CLUB 本町1-2-2
(株)ワイズデザイン一級建築士事務所 本町2-1-8 #604
(株)に じ 本町2-45-13-6F
(株)あ え る 本町2-51-10-9F
(株)テ イ ス ト 本町2-54-13-4階

第10支部(弥生町・南台)

(株)コズミックユー 南台3-37-19

賛助会員

稲 尾 事 務 所 大和町4-9-10
(株)高 賢 興 業 葛飾区鎌倉1-23-8-202
(有)スクウェア 杉並区高円寺南4-10-2-201
こ 卯 さ ぎ 亭 東中野1-57-6-102
居酒屋 フルスイング 中野3-35-4
武 田 悠 渋谷区鶯谷町17-10-201
コアコンサルティング合同会社 南台5-34-11-1101

本 部 だ よ り



3月3日 広報委員会



3月10日 税制税務委員会



3月14日 厚生共益・公益事業委員会



3月14日 厚生共益・公益事業委員会



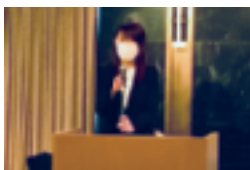
3月16日 総務・組織委員会



3月23日 理事会を開催 (於：中野サンプラザ)



挨拶：横山会長



挨拶：金高副署長様



参加された皆様



◆全法連・東法連◆

2月14日 全法連・税制セミナー
(ハイアットリージェンシー+ライブ配信)



講師：坂本 基氏



講師：佐藤主光氏

3月3日 全法連・事務局セミナー
(ハイアットリージェンシー+ライブ配信)



田中専務理事



講師：相澤英之氏

『法人会における消費税の実務について』と題して約3時間に亘り、即、実務に役立つ素晴らしい講話をして頂きました。

3月6日 東法連・税制講演会
(於：京王プラザホテル)



講師：中原 広氏

『リーダーのための決断のヒント』と題して、90分に亘り、とても内容の濃い講話をして頂きました。

本部・支部だより

税務研修会(5/12~5/15)オンラインセミナーを開催予定

5月12日&5月15日、講師に中野税務署・片山上席にお願いしまして、「オンラインセミナー」を行います。(詳細は案内参照の事。)尚、「中野法人会経営塾第一弾(令和5年度・税制改正)」につきましては、下記の日程で開催予定ですので、同封の案内でお申し込みください。



- 日時：令和5年6月2日(金) 16時~17時30分
令和5年6月5日(月) 16時~17時30分
- 会場：法人会館2階会議室+WEB
- 講師：齋藤英一先生(齋藤会計事務所税理士)

※何れも先着15名とさせていただきます。
参加者が多い場合には、会場を中野サンプラザに変更して実施いたします。その際には、参加希望者へ事前に連絡させていただきます。

支部・役員会を開催！

各支部、令和5年度の事業計画(税務研修会・福利厚生事業等)、役員改選の件、会員増強推進の件等について意見交換を行いました。

受託会社である大同生命保険㈱、ハピネスインテンションの担当者からも話して頂き、その後、懇親会を行いました。支部長を中心に、新たなスタートができました。



第1支部(新井支部長)
2月7日(於：鷺宮・どんと晴れ)



第2支部(滝口支部長)
2月14日(於：沼袋・藤乃)



第3支部(石崎支部長)
2月17日(於：野方・慶和楼)



第4支部(谷津支部長)
2月20日(於：松が丘・松寿司)



第5支部(齋藤支部長)
2月21日(於：中野5丁目・魚々楽)



第6支部(三橋支部長)
2月16日(於：東中野・こ卯さぎ亭)



第7支部(竹下支部長)
2月13日(於：柴野産業㈱5階)



第8支部(酒井支部長)&第9支部(鈴木支部長)
2月28日(於：中央3丁目・東北餃子楼)



第10支部(小倉支部長)
2月10日(於：弥生町・今是)

部 会 だ よ り

《青年部会 第577回研修会》

2月3日、法人会館とWEBを活用して、『577回研修会』が開催されました。講師に渋谷税務署・山田広報広聴官を招聘して、『租税教室・講師養成講座』について話して頂きました。

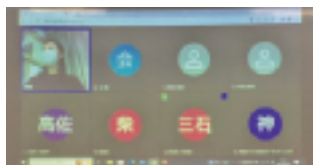
後段では、中野税務署・藤田副署長より、『税

制の現状について』という事で、講話をして頂きました。

租税教室に役立つ、大変内容の濃い充実した研修会になりました。ご出席頂いた中野税務署の幹部の皆様に、感謝申し上げます。



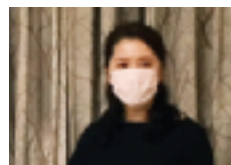
～ 参加された皆様 ～



～ WEBで参加された皆様 ～



講師：藤田副署長様



講師：山田公聴官様



渡邊部会長

《青年部会》◆ 東法連青連協令和4年度全体連絡会議 ◆

2月7日、東法連青連協主催の『令和4年度青年部会全体連絡協議会』がハイアットリージェンシー東京で開催されました。

研修の前段では、『部会長サミット』が行われ、「財政健全化のための健康経営プロジェクト」という事で、グループディスカッションが行われました。

その後、元衆議院議員の杉村太蔵氏に「資産形成と人生設計」と題して90分に亘り講演をして頂きました。

鋭い視点から歯に衣着せない語りで、大変に印象的な講演でした。



講師：杉村太蔵氏 渡邊部会長

《青年部会》◆ 「親睦チャリティゴルフコンペ」を開催 ◆

(3月7日 於：太平洋クラブ 佐野ヒルクレストコース)

終了後は、鬼怒川温泉（花千郷）で親睦会。



～ 参加された皆様 ～

成績は下記のとおりです。

(敬称略)

優勝：大滝雄介
準優勝：佐野哲平
第3位：森 栄二



太平洋クラブ
佐野ヒルクレストコース



鬼怒川温泉
ものぐさの宿 花千郷

《女性部会》◆ 東法連女連協令和4年度全体連絡会 ◆

3月13日、東法連女連協主催の『令和4年度女部会全体連絡協議会』が、京王プラザホテルで開催されました。

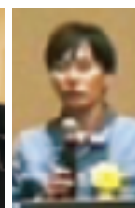
お笑い芸人・滝沢秀一氏が『マシンガンズ滝沢秀一と考える環境問題～ゴミ収集の現場で見た食品ロス～』と題して講演後、『令和4年度・税に関する絵はがきコンクール』の選考結果発表が行われました。



入賞作品の展示

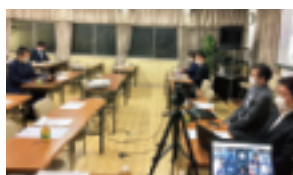


～ 参加された皆様 ～

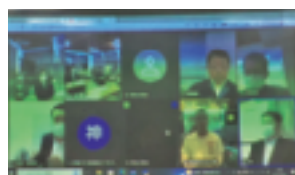


講師：滝沢秀一氏

《青年部会・女性部会》◆ 役員会を開催 ◆



3月3日 青年部会・役員会（於：法人会館&WEBで開催）



3月14日 女性部会・役員会（於：中野サンプラザ）



活発な社会貢献活動を展開!!

中野ランニングフェスタ2023



～ 開会前の“役員会” ～



～ 法人会は“受付”の担当です ～



正村実行委員長、区長、議長、教育長、高橋区議



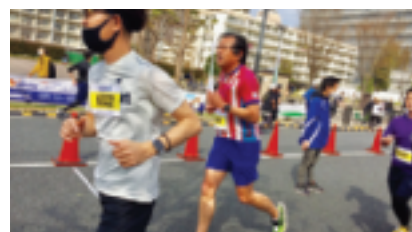
ランフェスを盛り上げて頂きました!



～ ～ ～ ～ ～ ステージでは様々なイベントが… ～ ～ ～ ～ ～



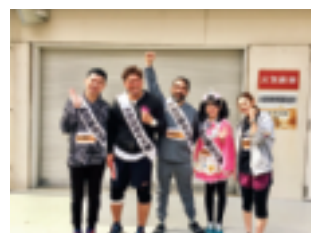
～ “表彰式”のひとコマ ～



～ ～ ～ ～ ～ 皆さん! 日頃の成果を発揮してください! ～ ～ ～ ～ ～



～ エンジョイ駅伝・レース駅伝参加者 ～

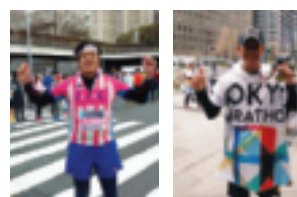


～ 中野区観光大使の皆様 ～



渡邊部会長(責任者)と…

東京マラソン 2023



3月5日(第16回東京マラソン)“東京がひとつになりました”2024年度は3月3日の予定です。

【中野法人会・事務局】
4月1日付で事務局長を
拝命致しました。
三國勝幸
です。
どうぞ宜しく
お願い致します。



マル経融資をご活用ください！



「無担保」・「保証人不要」・「手数料不要」

◆融資限度額：2,000万円

◆利 率：1.08%（2023年4月1日現在）

※中野区より3年間、支払利子の50%補助が受けられます。

※融資利率は金融情勢により変わることがあります。

◆返済期間：運転7年以内／設備10年以内

【主な融資要件】

- ・従業員20名以下（宿泊業と娯楽業を除く商業・サービス業は5名以下）
 - ・税金（所得税、法人税、事業税、住民税等）を完納している
 - ・最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を行っている
- ※審査の結果、ご希望に沿えない場合がございます。

詳細は ⇒ ⇒ 東京商工会議所中野支部

TEL：03-3383-3351

※専門家による窓口相談（税務）を実施しております。
※会員以外の方もご利用いただけます。



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社
新宿支社/
東京都新宿区新宿4-3-25(TOKYU REIT新宿ビル6F)
TEL 03-3357-5221

AIG AIG損害保険株式会社
東京第二プロチャネル営業部/
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)
TEL 03-6894-9110

◆『公益社団法人 中野法人会・第12回通常総会』『感謝状贈呈式』開催ご案内◆

1. 日時：令和5年6月8日(木) 午後3時30分より受付 午後4時開会

2. 会場：中野サンプラザ13F コスモルーム

第一部『第12回通常総会』（午後4時～）

第二部『感謝状贈呈式』（午後5時15分～）

※第三部『懇親会』は中止！

※ご欠席の場合、委任状にご記入
して頂き投函して下さい。
宜しくお願い致します。